

返 戻 金 制 度

令和3年1月1日現在

紹介した採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、当所は、求人者様に対し、次の基準で受領済みの手数料を返還致します。但し、採用決定者に対する労働条件が採用時の雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

退職日	返戻金の額
入社後1ヶ月未満の場合	受領済手数料の90%
入社後1ヶ月以上3ヶ月未満の場合	同上 50%
入社後3ヶ月以上6ヶ月未満の場合	同上 20%

上記返戻金は、受領済み手数料（消費税含む）を元に計算します。

許可番号 23 - ユ - 301706

事業所の名称及び所在地 大山コンサルティング研究所
愛知県名古屋市中村区大秋町2丁目26番